政令第

号

河川法施行令及び河川管理施設等構造令の一部を改正する政令

内 閣 は、 水防法及び河川 法 (I) 部を改正する法律 (平成二十五年法律第三十五号) の施行に伴い、 並 びに

河川 法 (昭 和三十九年法律第百六十七号) 第十三条第二 項 (同 法第百条第 項に お , , て準 用する場合を含め む

第 十四 条第 項 (同 法第百 · 条第 項に お 7 て 準 用する場合を含む。) 第十六 条第二 項、 第十 六 条 \mathcal{O}

二第二項、 第二十九条第一 項 (同 法第百条第 項に おい て準用する場合を含む。) 及び第九十九条第 項の

規定に基づき、この政令を制定する。

(河川法施行令の一部改正)

条 河 Ш 法 施 行 令 (昭 和 兀 + 年 政令第十四号) *(*) 部を次 のように改正する。

第

第八 条中 に を 「い ず ħ か に に 改 め、 同 条第四 号中 「高 潮 を 津 波、 高 潮 に 改 8 る。

第十条第一号中 「洪水」の下に \neg 津波」 を加え、 同条第二号中 閉 塞く を 閉塞」 に改める。

第十三条中 「第二十二条の二第六項」 を「第二十二条の三第六項」 に 改める。

第十六条の七中 「洪水」 の 下 に 乛 津波」 を加え、 同条に次のただし 書を加える。

ただし、 当該 措 置 [を講ずる者の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められるときは、 こ の

限りでない。

第十六条の十一の次に次の二条を加える。

(河川協力団体の特例)

第十六条の十二 法第五 十八条 \mathcal{O} 八第 項 \mathcal{O} 泂 Ш 協 万 団 体 が 法法第 五. 十八条の九各号に掲げ る業務として行

う国土交通省令で定め る行為に ついての第十六 条の 八 第一 項 $\widehat{\mathcal{O}}$ 規 定 \mathcal{O} 適用 に つい 7 は 当該 河 Ш 協 力団

体と河川管理者との協議が成立することをもつて、 同項の規定による許可があつたものとみなす。

(地方公共団体等の特例)

第十六条の 十三 法 第 九 + 九 条第 項 \bigcirc 規定に ょ り委託を受けた地 方 公共団体等が当該委託を受け た事 項

に 0 V) て \mathcal{O} 第十 六 条の 八 第 項 \mathcal{O} 規 定 \mathcal{O} 適 用 に 0 7) て は 当 該 地 方 公共団: 体 :等と河 ĴΠ 管 理者、 کے 0 協 議 が

成立することをもつて、 同項 \bigcirc 規定による許 可が あつたものとみなす。

第五 十四条の 見出 し中 「地方公共団体」 を 「地方公共団体等」 に改 め、 同条中 「第九十九条」を 「第九

十九条第一 項」 に改め、 河 川管理施設 は、 の 下 に 「関係 地方公共団 体に委託する場合にあつては」 を

加 え、 「 委 託 をしようとする地 方公共 寸 体 \mathcal{O} 区 域 に 限ら, ħ るものとする」を 「当該 関係 地 方 公共 寸 体 \mathcal{O} 区

域に 限られ るものとし、 同 項に 規定する者であつて 関係 地 方公共団体以外の ŧ Oに委託する場合にあ

は堤防、 床 止 めその他その操作を伴わないものとする」 に改 いめる。

第五 十七 条 \mathcal{O} 匹 中 「第十六条の三、」 *(*) 下に 「第十六条の十三及び」 を加える。

第 五. + 七 条 \mathcal{O} 五. 第 二号中 「第十六条 O+ 第 項」 の 下 に 第十六条の十二、 第十六条の十三」 を加

える。

(河川管理施設等構造令の一部改正)

第二条 河 ΪĬ 管 理施設 設等構造令 (昭 和五 + 年政令第百九十九号) の一部を次のように改正する。

第二条 第 五. 号中 「背水」 0 下 に 計 画 津 波 を加え、 同 条第 十号中 八洪 水 の 下 に 津 波 を加え

同 号 を同 条第十三号とし、 同 条中第九号を第十二号とし、 第八号を第十一号とし、 第七 号の 次に 次 の 三

号を加える。

八 計 画 津 波 河 川 整 |備基本方針に従つて、 過去の主要な津波及びこれらによる災害の発生状況並びに

該 河 川 が流 入する海域 \bigcirc 水象等を総合的に考慮 して、 河 川管 理者が定め た津波をいう。

当

九 計 画 津 波 水 位 河 ĴΠ 整 備 基本方針 に従 つて、 計 画 津 波 及び計 画 .横断 形 に基づい て、 河川管 理者が定

めた津波水位をいう。

+ 津波区 間 計 画 津波水位が計画 高水位より高 1 河川の区間をいう。

第二十条第三項中 次 項」 を 「第 五 項」 に改 め、 同 条中 第 匝 項を第五 項とし、 第三項の次に次の一

項を

加える。

4 津 波 区 間 \mathcal{O} 堤 防 0 高さは、 前三 項 \mathcal{O} 規定によるほ か、 計 画 津 波 水位に河 П 付 近 の海岸堤防 の高 さ及び

漂流 物 0 影響を考慮して必要と認められる値を加えた値を下回らない ものとするも のとする。

第二十八条の見出 し 中 「波浪」 を 「津波又は波浪」 に改め、 同 条第 項中 「湖沼」 の 下 に 津波区間

を、「堤防で」の下に「津波又は」を加える。

第三十 · 条 の 見出 L 中 湖 沼 又 は 高 潮 区 間 を 湖 沼等」 に改 め、 同条中 湖 沼 の 下 に 津 波 区 間

を加える。

第四十一 条第一項中 「おいて、 計画 [堤防] の 下 に 津 波区間にあ つては、 津波が生じないとした場合

に定めるべ き計画 横 断 形に係る堤防。 以下この項にお いて同じ。 _ を加える。

第四 十三条の 見出 しを 可 動 堰_き の管理施設等) に改 め、 同 条 に 次 の 一 項 を加える。

2 可 動 堰^ぜき を設ける場合におい て、 当該 可 動堰を操作する者の安全を確保するため必要が あるときは、 自

動 的 に、 又は遠隔操作により 可 動 部 \mathcal{O} ゲ } 0) 開閉を行うことができるものとするものとする。

第五 十二条の 見出 しを 「(水門及び) 樋^ひ 門 \mathcal{O} 管 理施設等) に改める。

第七 + 条第二 項 中 「第 四· 十三条」 を 「第四 十三条第 項」 に 改める。

第七 十四四 条中 計 画 高 水位」 の 下 に 計画 津 波 《水位」 を加 がえる。

第七 十五条中 高 [水位] の 下 に 津波水位」 を、 計 画 高水位」 の 下 に 計画津波水位」 を加え

る。

第七 十七条中 「及び第八号」 を 第八号及び第十一 号 に、 「同条第十号」 を 同 条第九号中 河河 Ш

整 備 基 本 方 針 に従 つて、 計 画 津 波 とあ るの は 計 画 [津波] と、 同条第十三号」 に改 いめる。

附 則

(施行期日)

第一 条 こ の 政 合は、 水防 法及び 河川法 \mathcal{O} 部を改正する法律の施行 0 日 (平成二十五年七月十一 日) から

施行する。

(経過措置)

第二条 この 政 令の 施 行 の際! 現に存する堤防又は現に工事中 \bigcirc 堤防 (既に 河川 法第二十六条第 項 0 許 可 を

受け、 工事 12 · 着手 · す るに至らない ものを含む。 に つい て は、 第二条の 規定に よる改 正 後 \mathcal{O} 河 Ш 管 理 施 設

等構 造 令 第 + 八 条 \bigcirc 規 定 に か カ わ らず、 な お 従 前 \mathcal{O} 例 に よる。 ただ į 改築 災 害 復 旧 又 は 応 急 措 置

L 7 行 わ れ るものを 除 **** 次項 12 お 1 て 同 r. に係る堤防 であ 0 て、 そ \mathcal{O} 工 事 \mathcal{O} 着 手 (同 法第二十 六条

第 項 の許 可 を受けて改築される堤防に あって は、 同 項 0 許可) がこの 政令 \mathcal{O} 施行 の後であるも のに つ 1

ては、この限りでない。

2 この 政 令 \mathcal{O} 施 行 \mathcal{O} 際 現 に 存 す る 可 動 堰^ぜ、 水門 及 $\mathcal{C}_{\mathcal{C}}$ 樋ひ 門 (以下この 項 E お 1 て 可可 動 堰^ぜき · 等 _ とい . う。 又

は 現 E 工 事 中 \mathcal{O} 可 動 堰き 等 既 に 河 Ш 法 第二十 六 条第 項 \mathcal{O} 許 可 を受け、 工 事 に 着 手す る に 至 5 な ŧ \mathcal{O} を

含む。 が 第二条 \mathcal{O} 規定による改 正 後 \mathcal{O} 河 Ш 管 理 施設等構 造令第四十三条第二 項 (同 令第五 十二条第 項

に お 1 て 準 用する場 合を含む。) \mathcal{O} 規 定に適合 L ない 場合に お 1 て は、 当 該 可 動 堰^ぜき 等 に . つ **\ ては、 当 該 規

定は、 適 用 L ない。 ただし、 改築に係 る可 動堰等であって、 その 工事 \mathcal{O} 着手 同 法第二十六条第 項 \mathcal{O} 許

可を受けて改築される可動堰等にあっては、 同項の許可) がこの政令の施行の後であるものについては、

この限りでない。

(地方自治法施行令の一部改正)

第三条 地方自治法施行令 (昭和二十二年政令第十六号)の一部を次のように改正する。

別表第一 河川法施行令 (昭和四十年政令第十四号)の項第二号中「第十六条の十一第一項」 の下に「、

第十六条の十二、第十六条の十三」を加える。

理由

るとともに、

河川協

为団:

、体及び地方公共団体等に対する河

ΪĹ

管

理者

の許可の特

例

等を設けるほ

か、

河川

管理

水防法及び 泂 іі 法 の一部を改正する法律の施行に伴い、 河川法施行令において津波に関する規定を整備す

施設等構造令において津波を考慮し た河 川管理施設等の一 般的技術的 基準を定める必要が あ るからである。